

教育民生委員協議会記録

開会年月日	令和7年12月17日
開会時刻	午後2時44分
閉会時刻	午後3時25分
出席委員名	◎吉岡勝裕 ○辻 孝記 山木英樹 谷口久美
	池田 覚 宮崎 誠 中村 功 楠木宏彦
	北村 勝 議長
欠席委員名	—
署名者	—
担当書記	中谷圭佑
協議案件	1 第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）について
	2 伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画について
	3 第2期伊勢市再犯防止推進計画について
	4 帯状疱疹ワクチン予防接種について《報告案件》
説明者	教育長、事務部長、学校教育部長、教育委員会事務局参事
	健康福祉部長、健康福祉部理事、健康福祉部次長、健康福祉部参事
	健康課長、健康課副参事、福祉総務課長、ほか関係参与

協議経過

吉岡委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）について」外3件についての説明を受け、質疑の後、聞き置くこととし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後2時44分

◎吉岡勝裕委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議いただきます案件は、案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）について】

◎吉岡勝裕委員長

それでは、「第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

教育長お願いします。

●小林教育長

本日はお忙しいところ教育民生委員会に引き続き教育民生委員協議会をお開きいただきありがとうございます。本日御協議いただきます案件は、「第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）について」のほか報告案件も含めまして全部で4件でございます。それでは、担当より御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

◎吉岡勝裕委員長

健康課長。

●村井健康課長

それでは、「第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）について」、御説明いたします。資料1-1を御覧ください。現行の計画である第2期伊勢市健康づくり指針が令和7年度末をもって終了することから、次期計画を策定するものでございます。

「1 計画の概要」でございます。本計画は、市民の主体的な健康づくりの取組を社会

全体が支援し、生涯を健康で暮らせるような健康文化都市の実現に向け、健康づくりを総合的に推進するための計画でございます。国の計画である健康日本21（第三次）などの健康づくりの新たな考え方や動向を踏まえ、健康寿命の延伸に向け、さらに健康づくりを推進するための方策を定めるものでございます。次に、（１）基本理念、（２）基本施策、（３）計画期間については、資料１－２指針案で御説明いたします。

恐れ入りますが、資料１－２指針案の41ページ、データは45ページを御覧ください。基本理念ですが、これまでの指針の基本的な考え方を踏襲し、「「長続きする」健康づくりを実践し、健康寿命の延伸を目指します」としております。伊勢市民の健康寿命は第２期策定時より延伸しておりますが、引き続き健康寿命の延伸に取り組んでまいります。基本施策は、「１ 生活習慣の改善」、「２ 生活習慣病の発症予防・重症化予防」、「３ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」、「４ 健康を支える社会環境づくり」としております。ライフコースアプローチとは、健康日本21（第三次）において、新たに示された人の生涯を経時的、連続的に捉えたアプローチのことでございます。先々の健康課題を見越した予防や健康づくりの積み重ねなど、生涯を通じた切れ目のない健康管理をより重視した取組を実施してまいります。また、特に健康の基本となる生活習慣の身体活動・運動と食生活・栄養及びがんや糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防・重症化予防を重点事業としております。

重点事業から主なものを御説明させていただきます。指針案の42ページ、データは46ページを御覧ください。身体活動・運動領域の取組においては、青壮年期層の時間的な余裕のないことによる運動不足に対し、自分のペースでの身体活動量の増加や地域・職場ぐるみでの環境づくりを進めてまいります。

指針案の45ページ、データは49ページを御覧ください。食生活・栄養領域の取組においては、野菜摂取や食事バランスに加え、減塩対策を強化し取り組んでまいります。そのほか基本施策に沿った成果目標と具体的な取組を42ページ、データは46ページ以降にお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

指針案の３ページ、データは７ページを御覧ください。計画期間は、国・県の計画とも整合を図り、令和８年度から令和17年度までの10年間とし、令和12年度に中間評価を行い、進捗状況等を踏まえた見直しを行う予定でございます。

恐れ入りますが、資料１－１にお戻りください。（４）根拠法令は、健康増進法で、第８条第２項に、国の基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案し、市の健康増進計画を定めるよう努めることと定められております。

次に、「２ 計画策定までの経過および今後の予定」でございます。指針案は、昨年10月に20歳以上の市民2,000人を対象に実施しました健康意識調査の結果のほか、市民ワークショップや関係団体との意見交換会でいただいた御意見を反映しております。また、保健・医療分野の関係者、地域代表、学識経験者などで構成されます伊勢市民健康会議において御意見をいただき、協議を重ねてまいりました。今後は、本日御協議いただいた後、パブリックコメントで市民の皆様から御意見をいただくこととしております。その後、伊勢市民健康会議、教育民生委員協議会へ御報告申し上げ、策定・公表してまいりたいと考えております。

最後に、「３ パブリックコメントの実施（予定）」につきましては、記載のとおり、

令和7年12月18日から令和8年1月12日にかけて、市内19か所及び市ホームページで実施してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

山木委員。

○山木英樹委員

すみません、それではよろしくお願ひします。41ページの施策の体系のところをちょっと見ていただきたいんですけども、基本施策の2のところなんですけれども、健康日本21においても生活習慣病の発症予防、重症化予防のところの項目には、がん・糖尿病・循環器疾患の次にはCOPDというものが入っているので、それもすごく大事なことではあると思うんですけども、伊勢市の指針においては、そのCOPDではなくて、睡眠時無呼吸症というものを付け加えていただくと、より糖尿病であるとか、高血圧、脂質異常症の改善につながると思っております。睡眠時無呼吸症は、一般的には肥満の方が睡眠時無呼吸症ということの話が多いんですけども、肥満の方だけではなくて一般の方においても睡眠時無呼吸症が潜在的にも300万人から900万人と言われておる疾患ですので、睡眠時無呼吸症をこの項目の4番目に付け加えていただくと、がん・糖尿病・循環器疾患においてもさらに改善をできるのではないかと思います。その睡眠時無呼吸症においても、その影響というのは日中に強い眠気を催すことで作業効率が落ちたり、居眠り事故の原因になったりとか、さらには歯周病の原因になったりということもありますので、できたらこの4番目のほうに項目として追加していただければと思っております。以上です。

◎吉岡勝裕委員長

健康課長。

●村井健康課長

御質問にお答えいたします。生活習慣病の発症予防・重症化予防の病気に睡眠時無呼吸症候群を追加するということについてでございますが、まず、この生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組に上げた3つは、委員仰せのとおり、国の健康日本21（第三次）におきましても今後の高齢化により有病者数の増加が見込まれるとともに、生活習慣の改善等により多くが予防可能であることから、その対策が健康寿命の延伸を図る上で重要な課題として設定されております。同じく伊勢市におきましても、亡くなる原因や介護を要する原因、受診率や医療費の上昇の上位を占めることから、生活習慣病対策の重点事業として取り組むべきものとして3つを上げております。睡眠時無呼吸症候群も生活習慣と深く関連する病気でございますが、指針が目指す生活習慣の改善が睡眠時無呼吸症候群のほか様々な生活習慣病の予防や改善につながると考えております。また、日常生活への影響などの症状がある場合は、早めの受診ですとか、あらゆる病気の早期発見、治療のための定

期的な健康診査が重要であり、指針にもそれらは示しております。頂戴しました御意見は、この後のパブリックコメントでいただきました御意見とともに、伊勢市民健康会議でも御協議いただきまして、指針への反映を検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎吉岡勝裕委員長

山木委員。

○山木英樹委員

ありがとうございます。すごく睡眠時無呼吸症もがん・糖尿病ともおっしゃるとおりで、もうループになっていますので、それを1つ項目上げていただくことで、注目する疾患になるかなと思いますので、またパブリックコメント等での皆さんの御意見を頂戴をして、私も参考にさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長

他に御発言はありませんか。

谷口委員。

○谷口久美委員

すみません、ここの計画の概要のところ「健康日本21（第三次）等の健康づくりの新たな考え方や動向を踏まえ」というふうに記載してございます。健康づくり21を見ますと、第三次では新たな視点として、女性の健康についてとか、あと主な目標に健康経営の推進という言葉も上げられております。ですので、今回のこの伊勢市の第3期伊勢市健康づくり指針において、この健康づくり21（第三次）に掲げられております女性の健康とか、あと健康経営について、そのあたりはどのように踏まえられているのかというのをちょっと教えてください。

◎吉岡勝裕委員長

健康課長。

●村井健康課長

女性の健康と健康経営についての御質問と承りました。お答えさせていただきます。まず、女性の健康は、委員仰せのとおり健康日本21（第三次）におきまして、新たに明記されたところがございます。女性は、ホルモンバランスの関係などもありましてそのあたりのちょっと性差に配慮した健康づくりに取り組んでいく必要があると考えております。また、男女それぞれの特徴に応じた情報提供や啓発に努めてまいりたいと思います。

次に、健康経営でございますが、従業員の健康を経営戦略の一環として捉え、取り組む企業は増加しております。三重県が認定しております三重とこわか健康経営カンパニー、通称、ホワイト三重になりますが、そちらに認定された伊勢市内、2024年は26企業認定されております。健康マイレージ事業の活用や、企業での健康チェックですとか、講座など

において連携を取らせていただいておりますが、まだまだ企業との連携は始めたところと私達も認識しております。さらに連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕委員長
谷口委員。

○谷口久美委員

ありがとうございます。やはり健康というのは、働いている方は家庭というよりもやっぱり職場、そちらでの健診とか、そういったことも啓発も必要と思いますので、関係機関の団体さんとか、関係部署との連携も含めて健康経営ということを進めていただきたいと思いますし、女性の健康につきましてもその年齢的なものでなくて、やっぱり健診とかがん検診とかいろんな分もあると思いますので、そのあたりも進めていただきたいと思います。

次なんですけれども、この計画なんですけれども、この指針の4ページ、5ページから掲載を見てみますと、伊勢市の高齢化が年々進んでいるのが分かってきます。そして、あと2040年問題というのを見据えてとあるんですけれども、2040年問題というのは、国ですと65歳以上の高齢化率が約35%と予想されています。この伊勢市の高齢化率を見ると、伊勢市の高齢化率はそれより早く来ているのかなというのがありますので、それを踏まえての健康づくりの指針になっているのか、そのあたりはちょっとお聞かせください。

◎吉岡勝裕委員長
健康課長。

●村井健康課長

御質問にお答えします。委員仰せのとおり、伊勢市における高齢化は全国的に比べましても進んでおり、また今後ますます進むと予測はされております。既に、こちらでも高齢者の課題に対しては取り組んできたところではありますが、心身ともに元気な高齢者がより増えていただけるよう、心身の機能の低下などの健康課題に対しまして早期からの予防対策がより重要と考えております。関係する庁内各課や外部機関とも連携しまして、取り組んでいく必要があると思いますので、引き続き強化してまいりたいと思っております。以上でございます。

◎吉岡勝裕委員長
谷口委員。

○谷口久美委員

ありがとうございます。そうしましたら68ページを拝見いたしますと、65歳以上の高齢期、このところにフレイル予防の普及啓発があるんですけれども、早期といいますとその前の年代、40代から若いうちから必要というふうなこともおっしゃって見えませんでしたので、

その前の壮年期、40歳から64歳のここにもそういった文言がちょっとフレイル予防に向けての準備というふうなことで、ちょっと文言が一言あったほうがいいのかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

◎吉岡勝裕委員長
健康課長。

●村井健康課長

委員仰せのとおり、高齢期になってからではなく、この計画の中でもライフコースアプローチの視点を持つというところをより重要と考えておりますので、青壮年期からの体づくりや社会参加がフレイル予防につながると考えております。青壮年期では、生活習慣病の予防のための適正体重の維持に向けての運動習慣やバランスの取れた食生活を取り組みとしておりますが、それらもフレイル予防につながっていくことでございます。そのあたりも含め、今後の啓発にはそういったつながっていくというところを啓発していきたいと考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕委員長
谷口委員。

○谷口久美委員

ありがとうございます。ぜひ早期のフレイル予防で元気な高齢者、たくさんできるようにお願いしたいと思います。

もう一点なんですけれども、この健康づくり21（第三次）では、より実効性を持つ取組の推進とあります。このやっぱり健康づくりをやっていこうと思うと、実際に何をしたらいいのかとか、やっぱり無関心の方を行動に移す、そういったことも大変必要になってくるかと思うんですけれども、今後、この行動計画、アクションプランとか具体的なものをどういうふうにお知らせをしていくのか、そういった具体的な取組がありましたらお願いいたします。

◎吉岡勝裕委員長
健康課長。

●村井健康課長

質問にお答えいたします。指針に関する取組に関しましては、庁内各課と連携して取り組んでまいります。その中で毎年の事業計画であったり、実績というのを取りまとめをさせていただきまして、進捗状況を管理しております。また、毎年の伊勢市民健康会議にも、そのあたりは御報告させていただいておりまして、御助言いただいたり進行管理をいただいております。

また、公表に関しましては、予算ですとか決算に係る成果説明書や事務の概要書で御報告させていただいております。中間年に当たります令和12年度には、中間評価も行います

ので、その進捗状況やそのあたりも御報告させていただきながら、また国の動向を踏まえた見直しを予定しておりますので、計画も含め御報告させていただきながら、着実な推進に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

◎吉岡勝裕委員長
谷口委員。

○谷口久美委員

ありがとうございます。やはりこの無関心の方が実際に行動に移るような、それが必要であると思いますので、それでその評価につながってくると思いますので、そのあたりしっかりと具体的に行動するような啓発と取組をお願いしたいと思います。

◎吉岡勝裕委員長
健康福祉部次長。

●堀川健康福祉部次長

御意見のほど、どうもありがとうございます。健康づくりに関しましては、市民全員が取り組むべきことだというふうに、こういうことでこの計画のほうを立てておるんですけども、特にやはりおっしゃるとおり無関心層、こちらのほうへの啓発というのはとても重要なことだと思っております。そういったところは、若い方とも、特に無関心層というふうに考えられる若い方であったりとか、そういったところにつきましては、あらゆる機会ですね、そういうイベントもありますし、そういったところもとらまえて啓発のほうに努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎吉岡勝裕委員長
谷口委員。

○谷口久美委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。あと1点なんですけれども、この計画は障がいのある方とか、そういった方皆さん対象ということでよろしいでしょうか。

◎吉岡勝裕委員長
健康課長。

●村井健康課長

委員仰せのとおり、本指針は誰一人取り残さない健康づくりという、国の掲げる健康日本21でも掲げておりますように、そちらと整合を図り、また同じく誰一人取り残さないを理念とするSDGsの行動を念頭にしております。障がいのある方を含むすべての市民の健康づくりを進めていくものでございます。また、取組に関しましては、障がい福祉担当

部門とも連携を図り取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

◎吉岡勝裕委員長

谷口委員。

○谷口久美委員

ありがとうございます。そこで思いましたが、基本理念のところにさっきおっしゃった「誰一人取り残さない健康づくり」とか、そういった言葉が一言あるとより分かりやすいのかなと思いましたので、ちょっと申し上げました。やはり健康は何するにも大切で、これから担い手不足が心配になる中、元気な高齢者、生き生きと活動できる方、そういった方が増えるようになっていかなきゃいけませんので、ぜひとも庁内を横断した取組とか、あと各関係の機関とか団体さんと連携して、皆さんが実行していけるような体制づくりで進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎吉岡勝裕委員長

他に御発言はありませんか。

宮崎委員。

○宮崎誠委員

私からは一点だけお聞かせください。ページでいきますと、53ページ、55ページ、それぞれ（5）のたばこ、そして（6）のアルコールについてになります。それぞれ法律上では二十歳未満の方については、アルコールを摂取しない、または喫煙しないという形になっているかと思います。しかし、このページを確認しますと、市民の取組だったり、行政としての取組の中にそれぞれ異なった内容で記載がされていますので、この整合性をどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞かせ願いますでしょうか。

◎吉岡勝裕委員長

健康課長。

●村井健康課長

まず、たばことアルコールに限らず市民の取組を行政や地域が支えるという形での取組を上げさせていただいております。飲酒、二十歳のところですが、喫煙も飲酒も二十歳未満は法律で禁止されてはいるところなんです、飲酒は二十歳以上の方は生活習慣のリスクを高める飲酒量を知った上で飲み過ぎないということが重要で、その理念に基づいて取組を上げております。喫煙のほうは、健康のためには二十歳未満の方に限らず全ての世代において喫煙しないことが望ましいと考えておまして、たばこ53ページ、データでは57ページになりますが、上段に、たばこの領域の目指す姿としてたばこを吸わないとさせていただいております。飲酒のところとたばこの表現のところでございますが、この御意見を基にまたパブリックコメントでいただいた御意見とともに市民健康会議でも御協議いただきたいと思いますので、また検討してまいりたいと思います。御理解賜りますよ

うよろしく申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長
宮崎委員。

○宮崎誠委員

それぞれやはり法律上で決められたことという中で、やはり記載内容は異なるというのは違和感があるかと思えます。そこはどうしてもこれまでも協議をされてきたかとは思いますが、具体的にパブリックコメントの御意見をいただいたり、健康会議の中で協議を深めていただいて、最低限必要な記載だと思えますので、そこについては十分検討していただいて、そこからやっぱり市民の方々に勘違いが起きない、これが一番大事なことだと思いますので、ぜひとも深く協議をしていただいて、決定いただければと思いますのでよろしくお願いたします。以上です。

◎吉岡勝裕委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長
御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わらせていただきます。

【伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画について】

◎吉岡勝裕委員長

次に、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画について」を御協議願います。当局から説明をお願いいたします。

健康課副参事。

●北村健康課副参事

それでは、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」について御説明いたします。資料2-1を御覧ください。新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を踏まえ、伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改定を行います。

「1 計画改定の目的」でございます。感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図ることを目的としています。

恐れ入りますが、資料2を御覧ください。伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）概要版を御覧ください。2ページをお開きください。（1）計画改定の概要といたしまして、①平時の準備の充実でございますが、国や県等の関係機関間において、平時から実効性のある訓練を定期的実施し、点検・改善を行います。また、円滑なワクチン接種を実施するため、国や県のほか、医療機関や事業者等とワクチンの円滑な流通を可能と

する体制を整備、接種体制を構築します。②時間軸の区分け・対策項目の充実でございますが、時間軸を準備期、初動期、対応期の3期の発生段階に分けて記載しています。また、(2)市行動計画の対象項目を6項目から8項目に拡大しています。対象項目の8項目は、図にあります①実施体制から⑧住民の生活および地域経済の安定の確保となります。3ページ、4ページには、時間軸・対策項目の概要を記載しております。8項目それぞれの準備期・初動期・対応期の取組を記載しています。資料2-3の本編では、Ⅱ各論として27ページ、データでは31ページに記載がありますので、後ほど御高覧ください。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。表の下段、③有事のシナリオの考え方と、④感染拡大防止と社会経済活動の両立でございますが、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理しています。また、対応期を4段階に分け、感染拡大と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていきます。

恐れ入りますが、資料2-1にお戻りください。1の(3)根拠法令でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定によるものでございます。

「2 行動計画策定までの経緯及び今後の予定」でございますが、令和7年3月に、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されました。それに伴い市の行動計画も改定作業にかかり、令和7年9月に、特措法第7条第3項の規定により感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者からの御意見を頂戴することとなっておりますことから、伊勢保健所が開催する伊勢地域感染症対策会議にお諮りいたしました。また、令和7年11月には、特措法第8条第3項の規定による三重県への意見聴取を行っているところでございます。今後は、本日御協議いただいた後、パブリックコメントで市民の皆様から御意見をいただくこととしております。その後、教育民生委員協議会へ御報告申し上げ、策定・公表・三重県知事へ報告し行動計画を確定させることとなります。

最後に、「3 パブリックコメントの実施(予定)」でございますが、記載のとおり、令和7年12月18日から令和8年1月12日にかけて、市内19か所及び市ホームページで実施してまいりたいと考えております。あくまで、非常時の市における包括的な行動計画となりますことから、個々具体的な行動につきましては、計画が確定した後に、各部署で細かい行動マニュアルを固めていくことが必要となります。新型インフルエンザが発生した場合には、国・県や関係機関と連携し、迅速な体制で臨んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第2期伊勢市再犯防止推進計画について】

◎吉岡勝裕委員長

次に、「第2期伊勢市再犯防止推進計画について」を御協議願います。当局から説明をお願いいたします。

福祉総務課長。

●野北福祉総務課長

それでは、「第2期伊勢市再犯防止推進計画について」御説明申し上げます。資料3-1を御覧ください。令和3年7月に策定いたしました伊勢市再犯防止推進計画の策定期間が、令和7年度末をもって終了することに伴い、次期計画を策定するものでございます。

「1 計画の概要」を御覧ください。本計画は、令和3年に策定しました伊勢市再犯防止推進計画の取組等を継承しつつ、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、全ての人々が安心して暮らせる地域社会を目指し、継続的な再犯防止の推進を図るための方策等を定めるものでございます。(1)具体的な施策につきましては、①から⑥のとおりとなっております。詳細につきましては、資料3-2、計画案の18ページから33ページにかけて記載をしております。

恐れ入りますが、計画案の22ページ、データでは24ページを御覧ください。「第4章取組の推進」、「1「必ずつながる相談体制の確立」」についてでございますが、今後は、矯正施設等に入所している段階から、矯正施設等と連携して、出所後の円滑な支援に向けた調整を図ること、執行猶予等の判決が出た時点で、対象者と面談し、適切な支援機関へつなぐことなどの取組を行い、早期に関係機関と情報提供・会議・面談を行うことで、様々な分野が横断的に関わり、支援できる相談体制の確立を図っていくことを新たに重点項目として盛り込んでおります。

恐れ入りますが、資料3-1にお戻りください。「2 計画策定までの経過と今後の予定」でございます。計画策定に当たりましては、更生保護に関係する方々や民生委員の方などで構成をします伊勢市再犯防止推進計画策定委員会で協議を重ねながら進めてまいりました。今後の予定でございますが、本日、御協議いただいた後、パブリックコメントで市民の皆様から御意見をいただくこととしております。その後、伊勢市再犯防止推進計画策定委員会での協議を経て、教育民生委員協議会へ御報告申し上げ、策定・公表してまいりたいと考えております。

なお、パブリックコメントにつきましては、3に記載のとおり、令和7年12月18日から令和8年1月12日にかけて、市内19か所及び市のホームページで実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【带状疱疹ワクチン予防接種について《報告案件》】

◎吉岡勝裕委員長

続いて、報告案件に入ります。

「带状疱疹ワクチン予防接種について」当局から報告をお願いいたします。

健康課副参事。

●北村健康課副参事

それでは、「带状疱疹ワクチン予防接種について」、お手元の資料4に基づきまして御説明いたします。带状疱疹ワクチンにつきまして、実施方法の変更を行います。「1 内容」といたしまして、带状疱疹ワクチン接種につきましては、令和6年度から、50歳以上を対象に任意予防接種として費用の一部助成を開始したところですが、今年度、令和7年度から、高齢者を対象に定期予防接種の開始が決定されました。このことから、令和8年度からは、国の方針に基づく定期予防接種を推奨し、任意予防接種の助成については、令和8年3月31日をもって終了することといたします。

「2 定期予防接種」でございますが、現在実施しています带状疱疹ワクチンの定期接種でございます。（1）対象者は65歳の方、ただし、経過措置として5年間は70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方も対象者となっております。なお、予防接種の助成は、任意接種定期接種を合わせて1度のみとなります。（2）予防接種の種類、自己負担額でございますが、生ワクチンは1回2,600円、不活化ワクチンは1回6,000円を計2回となります。

「3 任意予防接種費用一部助成の終了による経過措置」でございますが、不活化ワクチンにおいては、2か月間隔で2回接種が必要なことから、定期接種の対象者以外の方において、不活化ワクチンの2回目に限り令和8年9月30日まで接種費用の一部助成を継続します。

「4 今後の対応」といたしましては、LINE、ホームページ、広報いせ等で周知してまいります。

以上、带状疱疹ワクチン予防接種について御報告申し上げました。よろしく願い申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長

ありがとうございました。

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。

副委員長。

○辻孝記副委員長

少し確認させていただきたいと思います。これ本会議で一般質問させていただいたものでございますので、少しでも確認したいと思います。今回、12月でこの協議会でこういった案件を報告案件という形で出された、本会議場でも言わせてもらいましたが、期間が短いということも踏まえましてなぜこの12月だったのか。本来であればせめて8月の協議会

等で報告すべき案件であったのじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところ議会に対しての対応はどのように考えてこういうふうになったのか、教えてください。

◎吉岡勝裕委員長
健康課副参事。

●北村健康課副参事

この件に関しましては、他市の状況等も確認しながら慎重に検討してきました。その結果、ちょっとこの時期になってしまった状況でございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕委員長
副委員長。

○辻孝記副委員長

最後、本会議場でも言わせてもらいましたが、性急な終了というのはいかがなものかというふうに私は思っております。この予算編成されていていっているんだと思いますが、予算審議までにまだ日はありますので、もう一度検討するような考え方も必要かと思うんですが、その辺はいかがですか。

◎吉岡勝裕委員長
健康福祉部長。

●大桑健康福祉部長

任意接種に関しましては、いろいろ他市の状況とかも調べさせていただいているところでございます。また、ニーズもあることは承知はしているところではございますけれども、いろいろそういったことも把握しながら、また今後必要であれば市長会を通じての要望など国のほうに上げていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎吉岡勝裕委員長
副委員長。

○辻孝記副委員長

分かりました。しっかりと検討していただきながら、市長も最後ですね、市長から答弁でいろいろと要望を上げていきたいと、意見も聞きたいというふうなことを言っておられましたので、それも踏まえてまた今後しっかりと検討していただきたい、このように思いますので、よろしく願いします。以上です。

◎吉岡勝裕委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願いました案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時25分